

入札説明書

この入札説明書は、茨城県立こころの医療センターが発注する賃貸借契約に関する入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加者は、次の事項を熟知のうえ入札書を提出されるようお願いいたします。

1 公告日 令和8年2月6日

2 入札に付する事項

(1) 賃借物件及び数量

病棟カーテン等リース 一式

(2) 賃借物件の規格、品質、性能等

賃借物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃借期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 60か月

(4) 賃借物件の設置場所

茨城県笠間市旭町 654 番地 茨城県立こころの医療センター 指定場所

3 担当部局

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 経理課

電話 0296-77-1151 内線 540

F A X 0296-77-1739

メールアドレス mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 入札説明書に示した賃貸借物件の規格（仕様）に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 茨城県内に事業所又はサービスセンターを有し、過去5年で200床以上の病院施設におけるカーテン・ブラインドリースの納入実績がある者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(8) その他入札説明書（仕様書）に定める要件を満たす者であること。

5 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者は（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次の方法により質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年2月13日（金）までの午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部署に同じ

ウ 方法

質問は、質疑書（様式第5号）により行うものとし、持参又は郵送により提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年2月18日（水）午後5時まで

イ 方法

茨城県立こころの医療センターのホームページに回答を掲載する。

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp/bid-infomation/>

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便、持参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号。以下「確認申請書」という。）に次に示す書類等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。競争入札参加者は、持参又は郵送により、確認申請書に次に示す書類等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない

ア 賃借物品の別添「仕様書」との適合性の証明書等（応札仕様書）

イ 賃借物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類

ウ 賃借物品の保守会社等保守体制が整備されていることを証明する書類

エ 賃借物品のカタログ（購入機器に係る全てのカタログ）

オ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことの誓約書（様式第6号）

カ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないことの誓約書（様式第7号）

(3) 提出先

3の担当部署に同じ

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格に審査し、令和8年2月27日（金）に、一般競争参加資格確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札方法

競争入札参加者は、前記5（2）の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式第1号）を提出すること。
 - ア 入札に付される賃貸借物件の名称
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札書に参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておかなければならない。
- (4) 代理人が入札する場合には、開札時まで委任状（様式第3号）を提出すること。
- (5) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正線を引かなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (6) 参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (7) 契約担当者等は、参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で競争入札を公正に執行できない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 開札は、入札終了後直ちに下記8（2）に示す場所において行う。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (11) 入札場には、競争入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。
- (12) 競争入札参加者又はその代理人は、必要に応じて入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。
- (13) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場へ入場することができない。
- (14) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。
- (15) 入札場において、次のいずれかに該当する者は、当該入札場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合した者
- (16) 競争入札参加者又はその代理人は、本入札について他の競争入札参加者の代理人となることはできない。
- (17) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は、再度入札のための再入札書を持参すること。

(18) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、競争入札参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積もり合わせを行うものとする。したがって、この場合の見積書を提出しようとする意思のある入札参加者又はその代理人は、見積り合わせのための見積書を持参すること。

8 入札書の提出及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月6日(金)午後2時30分

(2) 場所

茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号。以下「規程」という。）第112条第2項各号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第107条第2項各号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

10 無効の入札書

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) 入札時点において4に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を2の担当部署へ持参又は郵送により開札日時までに到着するよう提出するものとする。

12 落札者の決定方法等

(1) 規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有

効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札とすべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- (2) くじ引きにおいて、競争入札参加者又はその代理人等直接入札者がくじをひくことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は見積書を持参すること。

14 契約書作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和8年4月1日に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

15 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

16 その他

- (1) この調達に係る令和8年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合には、この公告及びこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。